

議案第2号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成18年3月15日

沖縄県教育委員会

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中

- 「(5) 総合教育センター協議会に関する事。を
(6) 他課の所掌に属さない事務に関する事。」を
「(5) 他課の所掌に属さない事務に関する事。」に改める。

第2条の2を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

県立学校教育課

1 改正を必要とする規則の名称

「沖縄県立教育機関組織規則」（昭和47年教育委員会規則第2号）

2 改正の経緯及び必要性

平成17年6月13日付、総人第363号にて、沖縄県総務部長より沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針の策定及び同方針を適用するための所要の見直しの実施についての通知があり、活動の実績が少ないもの又は実質的に休眠状態にあるものは廃止又は統合をおこなうものとしています。

そのため、沖縄県立総合教育センター協議会を廃止する必要があります。

3 改正案の概要

(1) 同条第2項中、

庶務課の所掌事務から「総合教育センター協議会に関すること」を削る。

(2) 同条第2条の2を削る。

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

新	旧
<p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 削 除</p> <p>(5) <u>他課の所掌事務に属さない事務に関する</u>こと。</p> <p>第2条の2 <u>削る</u></p> <p>2 <u>削る</u></p> <p>3 <u>削る</u></p>	<p>沖縄県立教育機関組織規則 (総合教育センター)</p> <p>2 総合教育センターの所掌事務は、次のとおりとする。 庶務課</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>総合教育センター協議会に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>他課の所掌事務に属さない事務に関する</u>こと。</p> <p>第2条の2 総合教育センターに、その運営の円滑を図るため、総合教育センター協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、総合教育センターの事業に関する重要事項について協議し、所長に助言する。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、協議会の組織運営に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>